

平成28年陸別町議会3月定例会会議録（第2号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成28年3月9日 午前10時00分			議長	宮川 寛
	散会	平成28年3月9日 午後1時43分			議長	宮川 寛
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	久保広幸	○			
凡例	3	多胡裕司	○			
○ 出席を示す	4	本田 学	○			
▲ 欠席を示す	5	山本厚一	○			
× 不応招を示す	6	渡辺三義	○			
▲㊟ 公務欠席を示す	7	谷 郁 司	○			
会議録署名議員	谷 郁 司		中村佳代子			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉 田 功			主 査 吉 田 利 之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野 尻 秀 隆		教育委員長	石 橋 勉	
	監 査 委 員	飯 尾 清		農業委員会長（議員兼職）	多 胡 裕 司	
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木敏治		会計管理者	芳 賀 均	
	総 務 課 長	早 坂 政 志		町 民 課 長	（ 芳 賀 均 ）	
	産業振興課長	副 島 俊 樹		建 設 課 長	高 橋 豊	
	保健福祉センター次長	丹 野 景 広		国保児童診療所事務長	（ 丹 野 景 広 ）	
	総 務 課 参 事	原 田 伸 仁		総 務 課 主 幹	高 橋 直 人	
	総 務 課 主 幹	瀧 澤 徹		総 務 課 主 幹	空 井 猛 壽	
教育委員長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 育 長	野 下 純 一		教 委 次 長	有 田 勝 彦	
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第11号	町道路線の廃止について
3	議案第12号	町道路線の認定について
4	議案第13号	定住自立圏形成協定の変更について
5	議案第14号	陸別町公の施設に係る指定管理者の指定について
6	議案第15号	陸別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
7	議案第16号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
8	議案第17号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
9	議案第18号	旧教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
10	議案第19号	過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
11	議案第20号	陸別町学童保育所条例の一部を改正する条例
12	議案第21号	陸別町国民健康保険税条例及び陸別町介護保険条例の一部を改正する条例
13	議案第22号	陸別町ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例
14	議案第23号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
15	議案第24号	陸別町行政不服審査法施行条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開議 午前10時00分

○議長（宮川 寛君） 棟方農業委員会事務局長より、欠席する旨の報告がありました。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、7番谷議員、1番中村議員を指名します。

◎日程第2 議案第11号町道路線の廃止について

◎日程第3 議案第12号町道路線の認定について

○議長（宮川 寛君） 日程第2 議案第11号町道路線の廃止について及び日程第3 議案第12号町道路線の認定についての2件を相互に関連あるものとし、一括議題とします。ただし、質疑、討論、採決は、議案ごとに行いますので、承知願います。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第11号町道路線の廃止についてですが、当該路線の終点を変更するため、路線を廃止するものであります。

続きまして、議案第12号町道路線の認定についてですが、路線の用地及び終点の確定に伴い、当該路線を町道として認定するものであります。

以上、議案第11号及び議案第12号の2件を一括提案いたします。

内容につきましては、建設課長から説明をさせたいと存じますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） それでは、私のほうから、議案第11号町道路線の廃止、議案第12号町道路線の認定についての2件を一括して説明を申し上げます。

ただいま町長より提案理由の説明がありました、町道下トラリ線の終点を変更するために、議案第11号では当該路線を一旦廃止し、新たな用地及び終点の確定により、議案第12号では当該路線を町道認定するものでございます。

先に、議案第11号町道路線の廃止についてを説明申し上げます。

箇所図につきましては、資料ナンバー10ですので、御参照をしてください。

資料ナンバー10では、図面の中央部に実線で表示されているのが、今回、一旦廃止す

る町道下トラリ線でございます。基点部周辺には、住宅でいいますと、佐藤豊雄宅がありまして、沿線には庄野良博宅、そして舗装の終点でありますところには、渡辺義男宅があり、ここまでが一応舗装路線の延長になっております。それから、今回の終点は、その渡辺義男宅から高台に上り切ったところまでが終点となります。

それでは、議案書の6ページに戻り、議案第11号町道路線の廃止についての条文を読ませていただきます。

道路法第10条第1項の規定により、次の路線を廃止する。

1、廃止する路線。

路線番号、4。路線名、下トラリ線。起点、陸別町字上利別原野東2線197番地の3。終点、陸別町字トラリ10番地の7。

道路法第10条第1項の規定とは、都道府県知事または市町村長は、都道府県道または市町村道について、一般の交通用に供する必要がなくなったと認める場合において、当該路線を全部、または一部を廃止することができるという条項でございます。この条項により、今回路線を廃止しようとするものでございます。

手続きといたしましては、同じ道路法の第10条第3項の規定により、路線を廃止、または変更しようとする場合の手続きは、路線の認定の手続きに準じて行わなければならないということでございますので、あらかじめ、当該市町村の議決を得なければならないこととなっております。

今回、一旦廃止する町道下トラリ線についてでございますが、実延長は2,295.71メートル、このうち舗装延長が1,474.30メートル、幅員は6メートルです。砂利道の延長は821.41メートルで、幅員は3.5メートルでございます。

次に、議案第12号町道路線の認定についてを御説明いたします。

先ほど、議案第11号でも説明いたしましたが、町道下トラリ線の用地及び終点の確定により、当該路線を新たに町道認定するものでございます。

箇所図については、資料ナンバー11でございますので、御参照をしてください。

位置につきましては、起点の位置は変更なく、終点の位置だけが変更となります。

それでは、議案書7ページに戻り、議案第12号町道路線の認定についての条文を読ませていただきます。

道路法第8条第2項の規定により、次の路線を町道に認定する。

1、認定する路線。

路線番号、153。路線名、下トラリ線。起点、陸別町字上利別原野東2線197番地の3。終点、陸別町字トラリ10番地12。

前段にも説明しておりますが、起点の位置については変更ありません。終点の位置を変更することにより、新たに町道認定をするものでございます。

道路法第8条第2項の規定は、市町村区域内に存する道路を認定しようとする場合において、あらかじめ当該市町村の議会の議決を得なければならないという規定でございま

す。今回、この規定により、町道認定を新たにするものでございます。新たに町道路線に認定する下トラリ線でございますが、実延長は2,923.65メートル、このうち舗装延長が1,474.3メートルで幅員は6メートルでございます。舗装延長につきましては、廃止する前と変更はございません。砂利道の延長は1,449.35メートル、幅員は3.5メートルで、砂利道の延長が627.94メートルふえることとなります。

以上、簡単でございますが、議案第11号の町道路線の廃止について、議案第12号町道路線の認定についての説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第11号町道路線の廃止についての質疑を行います。

6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 延長が627メートルですか、ちょっと延びたということで、維持管理とか除雪関係のほうはどんなような形になるのですか。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 除雪関係につきましては、この路線の舗装延長の終点にもなります、渡辺義男宅までは除雪をしております。それから上の砂利道については、除雪区間ではございませんので、除雪をしていない状況でございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） これは恐らく私の地域の庄野良博さん宅の一番終点の畑までの町道かなと思われま。それで、新たに1,440メートルの砂利道になると思うのですが、改良工事を行ってきちんと整備をするのか、またこの土地を、この道路をつける場合に指定寄附をいただいたのか、そこら辺をお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 議案第12号のほうになると思うのですが、寄附につきましては12月9日に寄附をいただいております。それで、所有権移転については、12月24日に所有権移転を完了させているところでございます。

今後の道路改良などにつきましては、道路を寄附された方と、それと利用者、2軒ほどあるのですが、12月7日ですか、両氏と現地を確認させていただいて、道路改良までは、当然初年度については無理ですと、そして今一番困っていることは、尋ねたところ、交差ができないということで、新年度予算のほうで待避所を4カ所ほど設置する予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 路線廃止の質疑でございますので。

ほかにありませんか。

7番谷議員。

○7番(谷 郁司君) 今、議長が多胡議員の質疑を制止したのですけれども、これ、関連あるから12と11と一緒に質疑というふうになりませんか。ちょっと話、そっちのほうと合わせたいのですけれども。

○議長(宮川 寛君) 廃止についての質疑がなければ、これを採決した後に、認定のほうの質疑を受けますので、そのときにやっていただきたいというふうに思います。

○7番(谷 郁司君) そのとき廃止路線の話も含めてもいいのかな、12に行ってから。

○議長(宮川 寛君) それは構わないと思いますよ。

○7番(谷 郁司君) そうですか。そうしたら、後でします。

○議長(宮川 寛君) 廃止について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第11号町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第12号町道路線の認定についての質疑を行います。

3番多胡議員。

○3番(多胡裕司君) 済みませんでした。

それでは、改めて、今聞いたわけなのですけれども、12月9日に指定寄附をいただいたと。そして1,440メートルの延長ということで、一応、砂利道として考えていると。それと、交差する道がないということで、ぜひとも、恐らくこの奥まで、行くまでに今まではグレーダー等の管理で町道の管理をされていたのかなと思います。それで、ぜひとも交差する場所ですとか、地域の方、地権者の方といろいろ相談して、なるべくきちんと管理された道路にしていきたいと思っております。

○議長(宮川 寛君) 高橋建設課長。

○建設課長(高橋 豊君) 先ほどお答えしたのですけれども、28年度予算につきましては、これから審議されると思うのですけれども、待避所の設置だとか、そして29年度につきましては、トラフ、排水環境を整備していくと、道路維持的なものを年次計画を立てながらやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 先ほど、議案11号で廃止された路線について、また議案12号では認定していくという手法なのですけれども、我々ど素人的に考えると、廃止路線の終点から、あと620メートルですか、足せばいいのではないかなと思うのですけれども、その1回、いわゆる最初の起点ですね、そこから廃止した理由については、何だか今度認定する段階で幅員を広げるとか、あるいは何か道路改良何かも含めるのかどうか、その辺がちょっと見えないので、その辺の説明をお願いします。

そして、今後、これが先ほど多胡議員から質問あったように、寄附によってこの道路が認定されて整備されるというのですけれども、その辺は多分作業道路だから舗装までしないのか、今までの終点から向こう、延ばした分を舗装するのか、その辺ちょっと話が見えないのでお願いいたします。

それと、今後、陸別町境になるのかどうかわかりませんが、これから延長することによって、上利別のほうの、この地図で見るとあと何ぼかにつながるといような気もするけれども、そういうような予定はあるのかどうか、その辺についてお答えをお願いします。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） まず1点目の、一旦廃止してまた認定する、その理由なのですけれども、町道認定することによって、道路区域ということで、その区域の中については、当然町が管理するということがもう法律的には明確になるということでございます。今回、終点を600メートルほど延ばすことによって、当然、用地測量等によって、その道路敷地が確定することによって道路区域が確定するわけでございますが、そうすると当然、町道認定することによって、道路区域も決定されますので、当然そこは町が道路法に基づいて管理をしていくということになります。そういったことで、議会の議決を得て、起点、終点かわった際には必ず議会の議決を得なければならないということでございます。当然、認定するときには、終点が今回の場合でありますとかわかりますので、一回その路線を廃止して、新たに町道認定をして、区域も新たに設定し直すということでございます。

そして、2点目の舗装道路をするのかしないのかでございますが、終点が渡辺義男宅ということで、当時から人が住んでいるところまでは舗装しましょうと、その上については、農地、林地もあるのでございますけれども、砂利道ということで、冬場は当然使われないということで、当然改良計画は持っていませんが、当然、先ほど道路区域を設定することによって、砂利道でございますので、砂利を入れたりだとか、側溝整備だとか、そういったものについてはやっていきたいというふうに考えております。

そして、今後の予定でございますが、この路線だけでいいますと、終点が畑のところまで終わりと、行き止まりになっているのですよね、でございますので、その畑を横切って足寄町の境界までいくということは考えておりません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑は終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 1 2 号町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 2 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 1 3 号定住自立圏形成協定の変更について

○議長（宮川 寛君） 日程第 4 議案第 1 3 号定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 1 3 号定住自立圏形成協定の変更についてですが、定住自立圏形成協定の変更について、陸別町議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長から説明をさせたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第 1 3 号定住自立圏形成協定の変更についてを説明させていただきます。

帯広市との間において、別紙のとおり、定住自立圏形成協定を変更するであります。

議案集 9 ページの別紙をごらんください。9 ページになります。

別紙は、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書となっておりますが、内容につきましては、平成 2 3 年 7 月 7 日に締結をしました、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定を締結するというものであります。

その変更される所につきましては、別表 1 から別表 3 までの内容について改めるというものであります。

別表の変更箇所につきましては、議案説明書により説明をいたしますので、資料ナン

パー 1 2 をごらんください。

資料ナンバー 1 2 につきましては、新旧対照表となっております、右側が旧の協定書の内容、左側が新しい協定書の別表の内容となっております。下線が引かれております箇所が改正、それから追加となる箇所となっております。

まず別表第 1、生活機能の強化に係る政策分野、1 の医療、(1) の救急医療体制の確保につきましては、文言の整理であります。

表の中身につきましては、左側から取り組みの内容、真ん中に甲の役割、右端に乙の役割というふうに記載をしております。表題によりまして、「救急医療体制」の後に「等」を加えまして、「三次医療機関」の三次の後ろに「救急」を加えまして、「救急救命センター」を「救命救急センター等」に改めております。

次に、資料ナンバー 1 2 の 2 をごらんください。

2 の福祉に、(3) としまして、高齢者の生活支援体制の構築という項目を新設するというものであります。取り組み内容としましては、高齢者の徘徊などについて、広域での情報共有や対応体制の構築を図るとともに、圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向けた取り組みを進めるというものであります。

甲であります帯広市の役割、乙であります陸別町の役割につきましては、記載のとおりとなりますので、御参照ください。

続きまして、資料ナンバー 1 2 の 3 をごらんください。

3 の教育に (3) としまして、スポーツ大会等の誘致という項目についても新設するというものであります。

取り組み内容としましては、スポーツ大会等を誘致するため、管内におけるスポーツ施設の利用調整や宿泊環境についての連携体制を強化するほか、大規模な大会等に対応できる施設、設備環境を充実するというもので、甲乙それぞれの役割につきましては、ごらんとおり記載をしております。

続きまして、同じページの 2 段目になりますが、4 の産業振興 (1) 農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進という項目であります、こちらについては名称の変更となります。「財団法人十勝圏振興機構」を「広益財団法人とかち財団」に変更するというものであります。

続きまして、資料ナンバー 1 2 の 4 をごらんください。

こちらと同じく 4 の産業振興の (3) 企業誘致の推進という項目につきましてはであります。こちらについては、内容の一部削除となっております。ここでは、圏域が一体となった企業立地の PR を行うこととして、圏域への誘致を実現するための連携構築に係る取り組みは削除するというものであります。

この削除する理由としましては、それぞれの市町村が取り組む地域に合った、あるいは地域に根差す企業誘致につきましては、その連携についての調整、取り組みが圏域で行うには難しいということで、第 1 期を実施した後、ここを削除することとなりました。

続きまして、資料ナンバー12の5をごらんください。

4の産業振興に(8)としまして、航空宇宙産業基地構想の推進という項目を新設するというものであります。取り組み内容としましては、航空宇宙産業基地に関する調査研究や啓発活動、関係機関との連絡調整などを進めるというもので、甲乙それぞれの役割につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、資料ナンバー12の7をお開きください。

別表第2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、3の移住・交流の促進で、(2)としまして、結婚を希望する若者の支援という項目を新設するというものであります。取り組み内容としましては、北海道が推進する結婚支援ネットワークの構築に参画、協力し、結婚を応援する気運の醸成や結婚支援事業の活性化を図り、結婚を希望する若者を支援するというものであります。甲乙それぞれの役割につきましては、記載のとおりであります。

続きまして、別表第3、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野に、2としましてデータ分析、(1)として、圏域レベルのデータ集積・活用という項目を新設するというものであります。取り組み内容としましては、定住自立圏の施策の効果的な推進を図るため、ビッグデータを活用し、さまざまな角度から十勝圏の分析を行うというものであります。甲乙の役割につきましては、それぞれ記載のとおりとなります。

それでは、議案集の9ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま説明しましたとおり、修正、追加の取り組み内容等につきましては、9ページから17ページに記載の別表第1から別表第3のとおりに変更して協定を締結しようとするものであります。

本件につきましては、平成23年から取り組んできました定住自立圏構想につきまして、帯広市と管内18町村との間で、現協定の追加、拡充等の協議が整いましたことから、陸別町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるというものであります。

なお、別冊としまして、お手元に配付しております第2期十勝定住自立圏共生ビジョン(案)につきましては、各市町村、管内各分野から選任されました委員で組織する十勝定住自立圏共生ビジョン懇談会、それから昨年12月1日から管内全市町村の全40カ所で実施されましたパブリックコメントの協議、意見集約を経て作成をされております。帯広市と18町村との協定の締結後に本書は策定となる予定となっております。

また、この定住自立圏に取り組む財政的な支援としまして1,500万円の特別交付税の措置があるということをお知らせし御報告したいと思います。

以上で、議案第13号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長(宮川 寛君) これから質疑を行います。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） このことについては、ちょっと字句の説明をお願いしたいのですが、広域と圏域とはどういうふうに違うのかなと、ちょっと言葉がいろいろあちこちになっているのですけれども、その辺の説明と、それから、このことについては帯広と陸別、これ、帯広、陸別だけでなく、十勝全体の今、帯広市長の米沢さんがやっているフードバレーというのかな、その一環だと思うのですけれども、それに携わる陸別の町職員が、総務課になるのかどうか分かりませんが、そういう専門職員を、きちんとそういうところに担当部署として責任を持たせるのかどうか、今後いろいろ会議等、あるいは煮詰めなければならない方向があると思うのですけれども、その点についてちょっと説明願います。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時31分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 広域と圏域の違いにつきましては、圏域につきましては、十勝管内のことをここでは言っております。それから、広域につきましては、管内になりますけれども、町だけではなく、広く、いろいろな町村との広域連携だとか、例えば3町でやっても広域になるのですが、そういう管内全体も含むいろいろな町村との、地域との連携を指しております。

それから、フードバレーとその特別な部署を設けるのか、どこがやるのかということですが、これにつきましては、23年から始まっておりますけれども、担当する部署がそれぞれ部会を、帯広市というか、この定住自立圏の共生ビジョンをつくるために部会をつくっております、その中でいろいろ協議をされてきております。担当するのは、この事業に関係する担当課がそれぞれ実施に、協議をしながら進めていくということになります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

4番本田議員。

○4番（本田 学君） 議案書の9ページなのですけれども、まず率直に、「等」と加えられて、文言整理ということなのだと思いますけれども、そのまず意味というか、どういうふうになってそういうことになったのかというのをまず聞きたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 最初の救急医療体制の「等」の説明となるかと思うのですが、これにつきましては、今、三次救急医療関係につきましては、いろいろな取り組みをこれから行っていかなければならないということで、今までは帯広市内にあります厚生病

院との連携がこれまで管内で行われておりましたが、今後はその三次医療のできる大きな病院との連携を図るということで、等を入れて、文言も救急救命センターというのがもともと厚生病院に設置された名称でありましたが、それを通常の救命救急センター等というふうに字句をかえて整理をしたというところでもあります。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） ということは、今まで厚生病院だけというか、ちょっと広がるということに、これからの選択肢というか、救急で行くときに、いろいろこれから広がるということで、そこだけではないですよという意味で、広がったという意味ですか。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） そのとおりであります。

三次医療につきましては、陸別町は一次医療として診察をして、次のところに専門ですとか、重篤な状態の方は次の病院に移っていただくことになるのですが、三次医療は特に専門と、それから重篤な患者さんの診察治療等を行うことができる、先進医療もできる場所となりますので、そういったところがこれから出てくるということで、そういったところとの連携を図りたいということでもあります。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 平成23年の9月に前町長の金澤町長のときに、たしかこの話が出て、十勝圏一律として調印式を結んだと、その間、現在日数がたっているわけなのですが、当初、帯広市がたしか、先ほど1,500万円と言いましたけれども、当時はうちが1,000万円です、たしか帯広市が4,000万円ですね、あったのが。そして、この協定を組むことによって、各町村でそういう地方交付税のいろいろな使い道がありますよということで、たしかあの頃、19項目でしたか、それに陸別がこの分野には合致するとかいろいろやっていましたよね。

それで、私も当然検証しなかったわけなのですけれども、果たしてこれで本当にきちんとした形が望めていけるのか、またどこかで検証する意味、あると思うのですけれども、これに加盟するに当たって、どうしても帯広市のフードバレー構想というのが頭にあって、それがフードバレーって一体何ですかということが依然進んでいかないような気がするのですよね。帯広市のフードバレーが何か頭でっかちになってしまって、地方が本当にフードバレー構想を結んでいるのかと思っても、食につながるものが何もないとか、いろいろあると思うのですよね。そこら辺を、田舎は田舎に合った、当然、協定ですから、きちんとした項目で、うちはここの辺を頑張っていきたいとか、そういう項目をきちんと絞り込んで本当にこの19市町村が連携をして、このビジョン作成に当たって、先ほど、航空基地ですか、うちの天文台と合致をするということで、また新たなあれも入ったわけなのですけれども、当然、そこら辺も含めて、陸別町、これを結んだことによって人口の流動化ですとか、いろいろ定住対策、移住対策につながるような形で、目に見えた形ですと

ていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） まず財源の関係でありますけれども、実は特別交付税の財源につきましては、26年度から拡充されております。以前は中心市が4,000万円で、近隣市町村が1,000万円。26年度に改正されたのが、中心市が8,500万円で、近隣の市町村が、先ほど言いました1,500万円というふうに拡充をされたところであります。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 議員御指摘のとおりだと思うのですが、私も23年のときに、この事務をしておりましたので、たしかあのとき説明したのは、今ある陸別町における各分野ごとの事務事業を、十勝のこういう協定書、実施計画書に入れることによって、とりあえず、とりあえずといったら言葉は悪いですが、町村は1,000万円の特別交付税措置があります、中心市である帯広市は4,000万円の特別交付税措置があります、そういうところの中からスタートしてきた経緯がございます。前のやつの実施計画書というのは、当然予算額が変わりますから、そういった部分でいくと、修正ですとか、そういうことは出てきますし、新たな実施計画、事業が出てくれば、そういう事業計画の中に入れて、1,500万円をもらう、言葉は悪いですが、そういう事業を実施していると。中心市が8,500万円ということで、大分優遇措置はされているのですね。そういった分でいくと、町村と帯広市は対等の立場という部分でのこの事業を展開していくと、そういう考え方に立っています。

以上です。

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第13号定住自立圏形成協定の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第14号陸別町公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（宮川 寛君） 日程第5 議案第14号陸別町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第14号陸別町公の施設に係る指定管理者の指定についてですが、地方自治法第244条の2第6項の規定により、陸別町公の施設にかかわる指定管理者を指定するため、議会の議決を経るものであります。

内容につきましては、産業振興課長から説明をさせたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） それでは、議案第14号陸別町公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

陸別町公の施設に係る指定管理者として、次のとおり指定するとしまして、1としまして、（1）鹿山地区公共草地、（2）登良利地区公共草地、（3）作集地区公共草地、（4）ポントナム畜産センター、（5）殖産地区公共草地。

陸別町公共草地条例に定める全ての公共草地が対象となっております。なお、合計の管理面積は、1,333.1ヘクタールであります。

2としまして、指定管理者となる団体の名称であります。

住所は、陸別町字陸別東2条1丁目1番地。

団体名、陸別町農業協同組合。

代表者、代表理事組合長、西岡悦夫であります。

指定管理者の選定に当たりましては、陸別町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づいております。今回も公募によらない指定管理者の候補者の選定により行っておりますが、同条例第5条第1項第1号の当該施設の性格、規模及び機能により、公募することが適さないと認められるときという条文を適用して、指定管理者選定委員会を経まして、陸別町農業共同組合を指定管理者の候補としております。

3としまして、指定の期間であります。平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。現在、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの指定期間ではありますが、今回は指定期間の満了に伴う指定であります。

以上で、議案第14号の説明といたしますが、以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 公の施設で、今の説明では、年数が過ぎてまた新たにという意味か。更新なのですか。この件に関しては、私が議員になってまだ1年になっていないので意味がわからなかったのですが、こういう管理をすることによって、何らかの、い

わゆるお金の話ですけれども、そういうものが伴っているのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 公共草地の指定管理制度導入は、平成18年からであります。最初はポントマムと殖産の草地だけだったのですが、平成21年に作集、登良利、鹿山を追加して、基本協定を締結しております。平成23年に1回目の更新ということで現在に至っておりますが、この指定管理者制度については、利用料につきましては、農協が町と協議をしながら、その年度ごとに料金を設定しまして、上限は条例で決まっておりますけれども、利用料につきましては、毎年度、町と協定を結んで決定をしております。その収入につきましては、全て農協が受けるという形になっております。委託ではなくて、町からのお金は、委託料としては払ってはおりません。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 今、副島課長が答弁したとおり、最初のスタートは平成18年5月9日の臨時会で、ポントマム畜産センターと殖産地区の公共草地、ここをまず指定管理者として農協を指定して、農協が収支含めて、収入も、さっき言いましたように、公共草地条例で利用料は決まっています。その範囲の中で、副島課長が言ったように、範囲の中で町と農協が協定を結んで利用料を決めていると、その収入は全て農協さんに入ります。町から新たに農協に委託料とかは一切支払われておりません。

あと、農協のほうからは、年度末に必ず報告書というのが来まして、どういった課題があるだとか、あるいは収入状況ですとか、そういったことを必ず毎年度、年度末には報告が来て、話をしてやってきていると、そういう内容です。したがって、あくまでも牧場の、公共草地の管理は指定管理者として農協にお任せしていると、それで、町は委託料は払っていません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 大変内容的というか、歴史的な経過がわからないで質問していき申しわけないですけれども、もとは例えば、鹿山とかああいうところは管理組合みたいにつくって運営していたと思うのですよね。それを今度、農協にするということになるのですけれども、今後、町のほうの負担分がないということは、多分もう償還が終わったと思うのですけれども、草地を開く上で借り入れをして草地を造成して、もう何十年もなることだからないと思うのですけれども、そういうものがない中で農協がこの管理をする場合で、例えば、畜産センターの場合、牧場なんかだったらバラ線とか、ああいう擬木というのかな、いわゆる牧場をする上で、そういう面についても全面的に農協で自分で利用料をいただいた中からそういうものやっていくのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 通常の管理につきましては、指定管理者である農協さん

のほうが維持管理を含めてその利用料の収益などで行っております。ただ、登良利地区の水道施設については、そこは町が管理するという形になっておりますので、その部分は町が管理しております。そういうことです。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑は終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第14号陸別町公の施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第15号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の策定 について

○議長（宮川 寛君） 日程第6 議案第15号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第15号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてですが、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、副町長と総務課長から説明をさせたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 前段、私のほうから、法律の経過等について若干説明をさせていただきますと思います。

根拠のある法律は、過疎地域自立促進特別措置法という法律でありまして、これは平成12年に制定されました。現在、陸別町の過疎計画につきましては、この平成12年に制定された法律が、平成22年の法律の改正によりまして、平成28年の3月末日まで計画を策定するということになっていました。つまり、陸別町過疎地域、自治体のこの過疎計画については、現行計画は平成22年度から平成27年度までの計画ということになっております。さらに、平成24年のこの過疎地域自立促進特別措置法の改正によりまして、計画期間がさらに延長になりました。つまり、平成33年の3月末日までに計画期間が延長されました。つまり、今の計画、ちょうど27年度、今年度で終わりますので、新たに平成28年度から平成32年度までの5年間、現計画と合わせますと、16年間の過疎計画になると、そういう計画になってございます。

議員御存じのとおり、過疎計画に事務事業を掲載した事業につきましては、特に多額の事業につきましては、過疎債という起債が借り入れできると、これは交付税措置がございまして、元利償還金の7割が交付税に算入されるという、小さい自治体にとっては非常にありがたい起債になっております。このたび、知事との協議が整いましたので、議案として提案をさせていただきました。

内容、詳細については、総務課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第15号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを説明させていただきます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づきまして、陸別町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり定めるであります。

本日の説明につきましては、事前に配付をさせていただいております、陸別町過疎地域自立促進市町村計画、平成28年度から平成32年度までの別冊によりまして説明をさせていただきますが、前段につきまして若干説明をさせていただきたいと思います。

過疎地域自立促進特別措置法の第6条第1項の規定につきましては、過疎地域の市町村は自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て、過疎地域自立促進市町村計画を定めることができるという規定でありまして、この規定に基づく議会の議決をお願いするものであります。ちなみに、自立促進方針というのは、北海道過疎地域自立方針のことです。

この過疎計画につきましては、法によりまして、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域、いわゆる過疎地域が自立していくための取り組みを計画的に進めるために策定するものとされております。先ほども副町長から申しましたように、この計画に基づいて、事業を実施する際には、財政的に有利な過疎債が借り入れできるということでもあります。それ

から、法に基づきまして、前回の改正から過疎対策事業としまして、ソフト事業が拡充されておりますので、こちらもお知らせをしたいと思います。

このたびの計画の策定に当たりましては、第5期総合計画をもとにしまして、全般的にはこれまでの計画を踏襲した上で、現状の把握やその対策など、周辺地域、国内外の情勢を踏まえまして、庁舎内各課において計画書の本文、事業計画などについて時点修正を行いまして、必要な事業について計画を策定しております。

また、昨年10月に策定しました陸別町人口ビジョン、総合戦略との整合性を図りまして、過疎対策と地方創生を並行して行っていく計画となっております。この過疎地域自立促進市町村計画につきましては、法の第6条第4項におきまして、過疎地域の市町村は市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項について、あらかじめ都道府県に協議しなければならないと規定されておりますことから、今回の計画につきましては、北海道に対しまして、本年2月5日付で協議を行いまして、2月19日付で協議の内容に意義がありませんとの回答を得たところであります。また、合わせまして、陸別町まちづくり推進会議にも諮問を行いまして、本年2月22日付で本計画の策定について適当と認めると答申をされております。

これを踏まえまして、今回、今議会での議決をお願いしようとするものであります。

なお、この計画書の内容につきましては、今後、地域の変化、社会の変化などに伴いまして、この計画に掲載されていない緊急を要する事業などが出てきた場合には、北海道知事との協議なども必要となってきますが、随時議会の議決をいただきながら、計画を変更しながら事業を進めさせていただきたいと考えているところであります。

それでは、お手元に配付の別冊の計画書の内容について、ここから説明をさせていただきます。

1ページより順番に説明したいと思います。内容につきましては、これまでの計画を踏襲しておりますことから、新たに加わった箇所などを中心に説明をさせていただきます。

また、この計画書の形態としましては、基本的には国から示されましたひな形によりまして作成をしております。施策区分等についても国から示された区分となっております。したがいまして、これまでと同様に1番目で基本的事項として、陸別町の過疎地域としての概要を説明しまして、2番目の産業の振興から10のその他地域の自立促進に関し必要な事項において、それぞれの現況と問題点、その対策、事業計画のこの三つの区分によりまして掲載をしておりますので、あらかじめ御承知をいただきたいと思います。

それでは、まず1番目の基本的な事項であります。ここでは平成22年作成の計画と大きく変更された点はございませんが、最新の人口につきまして、平成17年から平成22年に置きかえております。

2ページの中段をごらんください。

この過疎の状況で、こちらでは人口減少につきまして、昭和30年の8,763人を

ピークに、平成27年3月31日現在で2,557人と、ピーク時の3割ほどとなっており、産業就労人口の推移も、昭和35年から平成22年までに67%減と過疎化が進行していること。さらに、昨年策定しました人口ビジョンにおいても、今後も人口減少が進むことが示されている状況を掲載いたしました。

また、4ページ、5ページをごらんください。

こちらでは、人口の推移を示しておりますが、こちらでは若年者の比率が減少し、高齢者の比率が増加しており、早急な少子化対策、高齢者福祉対策、若年層の定住化対策が急務となっております。なお、6ページには、人口ビジョンによる今後の人口見通しを表として追加をしております。

それでは、10ページをお開きください。

10ページに、(4)地域自立促進の基本方針としまして掲載をしております。中段より下に、このような状況を踏まえというところからになります。現状を踏まえ、農業、林業を初めとする地域産業の持続的な発展基盤の確立、農商工連携のもと、地域特産物の開発と高付加価値化など、まちの特性を生かし、時代の要求に即した展開を図るとともに、観光等魅力ある多様な就業の機会の創出のほか、起業の促進や積極的な企業誘致などの産業振興を図る、また子供を安心して産み育てられる環境づくり、高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり、生活環境や教育環境の整備、移住・定住の促進など、地域社会を担う個性豊かな人材の確保、育成など、総合的な事業を展開し、潤いある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の実現を目指すことを基本に本町の総合計画、昨年策定した陸別町人口ビジョン、総合戦略や北海道の基本方針との整合性を図りながら、自立促進に向けたまちづくりに取り組んでいくことを基本方針としました。

続きまして、11ページ、2、産業の振興についてを説明いたします。

ここからは、それぞれの区分におきまして、(1)として現況と問題点、(2)としてその対策、(3)として事業計画を掲載しておりますが、(2)のその対策と(3)の事業計画において、新たに加わった箇所などを中心に説明をさせていただきます。

上段の①の農業では、法人化による経営規模拡大が進みまして、家畜糞尿処理が問題化しているとして、この対策としまして13ページのローマ数字のXをごらんいただきたいと思いますが、こちらでバイオマス資源としての利活用を推進すると新たに掲載をいたしました。②の林業では、森林認証取得や国有林と共生の森林育成を進めるとしました。③の商工業では、ローマ数字のII、起業に対する支援や不在業種の対策を進めること、それから、ローマ数字のVIIで、地域産業を支える人材の育成の取り組みに加えまして、職業紹介所の開設、就労相談支援事業により、雇用の場、人材の確保の取り組みを進めるとともに、労働環境の改善、労働者の生活の安定を図る、それから、ローマ数字のVIIIの企業や大学等の連携とそれらが持つ人脈やノウハウを生かした産業の育成を図るという項目を新たに加えております。

15ページからの事業計画をごらんください。

事業内容の1行目となりますけれども、畜産クラスター事業についてであります、農協が主体となりまして、哺育センター、バンカーサイロや堆肥舎などの基盤整備を予定しております。基本的には国の補助金、強い農業づくり補助金などを財源として実施する予定となっておりますが、年次計画により実施していくこととしております。

事業内容の2行目のバイオマス事業についてであります、畜産バイオマスプラントによる売電、自家消費を目指すものであります。これにつきましては、現在、調査事業を行っているところであります。

3行目になりますが、陸別地区草地畜産基盤整備事業についてであります。この事業につきましては、道営事業の負担金となりますが、草地の再整備や造成などを計画的に行っていくというものであります。

林業関係となります。

こちらでは、森林の公有化や林道整備などによる計画的な森林整備を官民が一体となって進めていくことといたしております。

次のページに行きまして、過疎地域自立促進特別事業のソフト事業となりますが、こちらでは地元雇用促進事業により、地元の雇用環境の改善を図ってまいります。

続きまして、18ページをごらんください。

18ページからの3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進についてであります。ここで新たな箇所としましては、20ページの上段の②をごらんください。

こちらの交通機関のローマ数字VIにおきまして、交通弱者の町内の移動手段を確保するため、新たな輸送環境整備を進めること、④番目としまして、地域間交流において陸別町の豊かな自然や環境などの特徴を生かし、交流人口の拡大を目指す、また移住を希望する方のための窓口を設置するなど、移住者へのサポートに努めるという内容を計画に掲載いたしました。

事業計画につきましては、20ページからの記載となりますが、計画的な道路整備のほか、21ページにあります電気通信施設関連で携帯電話不感地域の解消のための鉄塔整備についてを記載しております。本事業につきましては、道路管理者ですとか、通信会社との協議をしながら進めていくこととなります。また、地域交通の確保に関するソフト事業についても、(12)のその他としまして掲載をしているところであります。

続きまして、22ページからの4の生活環境の整備についてであります。

新たな箇所としましては、25ページが一番下の③の防災のところのローマ数字VIにおきまして、老朽化した陸別町防災行政無線、愛の鐘についてであります、次期設備のあり方を検討するとともに、設備の更新を実施すること、⑥のごみ処理のローマ数字Vにおきまして、中間処理施設(ストックヤード)設置の検討を行う、ローマ数字VIIにおいて、現在の最終処分場の使用期限の延命と施設維持を図りながらという内容を追加しております。

また、⑧の生活環境、ローマ数字Vにおきましては、現在実施している消費生活相談窓

口の充実を図ることとして新たに掲載をしまして、⑨の住宅・住環境につきましては、全文を改めまして、住宅施設施策についてさまざまな計画等に基づき整備を進めること、定住を促進するための快適な住環境づくりを進めることを掲載しております。

事業計画は27ページからとなっておりますが、ここでは上下水道、廃棄物処理、消防、住宅関連の事業についてを記載しております。

28ページをごらんください。

28ページの過疎地域自立促進特別事業につきまして、引き続き民間活用住宅建設や空き家解体に係る助成についてを掲載しております。

(8)のその他の区分につきましては、防災行政無線整備事業としまして、25年目を迎え、老朽化した愛の鐘について順次設備を更新する計画と、定住促進団地の整備ということで、宅地の整備を掲載しております。こちらにつきましては、具体的な戸数や箇所等につきまして決まっておりませんが、国の補助事業等を活用しながら進めていく計画であります。

続きまして、29ページからになります。

5の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進についてであります。

まず、30ページの中段にあります①の保健において、生涯を通じて健康で暮らせるために、町民一人ひとりが健康に対する意識を持ち、食生活や運動習慣などの健康な生活習慣を身につけることが必要である、町民が主体となった健康増進の取り組みを進めるとともに、保健、医療、介護、福祉の連携強化を図りながら、保健活動を進めると掲載をいたしました。

31ページの上段②の長寿社会対策の推進であります。介護人材の確保に努めること、高齢者が住みなれた町で自分らしい生活が続けられるよう対応を図ることを追加し、ローマ数字Ⅰで高齢者一人ひとりのニーズに対して手が届く生活支援サービスの充実を図ること、ローマ数字Ⅳの高齢者が安心して生活できるための住環境の整備、除排雪支援、生活支援などのサポート体制の充実を図ること、ローマ数字Ⅴの市民後見人制度の充実と人材の育成を進めることを新たに掲載をしております。

32ページの⑥の子育て支援と母子福祉の充実におきましては、ローマ数字Ⅵの子育てに対する経済的な負担を軽減するなど、特色のある子育て支援を進めることを新たに掲載しており、保育所、学童保育所の多子軽減の実施や、出産祝い金について、平成28年度から実施する予定となっております。

事業計画は32ページからとなります。

今年度から、学校給食が始まりまして、保育所から中学校までの給食費を無料とする事業、給食費助成子育て支援事業として33ページに掲載をしております。

続きまして、34ページの6、医療の確保についてであります。

ここでは、①医療の一番下にローマ数字Ⅴの町内に診療科目のない専門科への受診のための支援を行うことを新たに掲載をしまして、事業計画にも患者移送サービス事業について

掲載をしております。現在、社会福祉協議会による透析患者や歩行不能な方の移送や妊婦通院費用助成などを実施しているところであります。

続きまして、35ページからの7の教育の振興についてであります。

ここでは、②について義務教育と表現していたものを学校教育と表現を変更しております。ローマ数字のⅡにおきまして、少人数を生かすと追加をいたしました。また、ローマ数字Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅻの関寛斎の開拓から始まった陸別の伝統文化や銀河の森天文台、農林業などの産業を生かした活動や体験学習の充実を図る、また放課後を活用した学習機会の拡大を図る、給食を中心とした食育を推進する、英語指導助手の招へいや生徒の海外研修など、国際化教育を推進する、学習意欲のある学生に対し奨学資金貸し付けなどにより経済的負担の軽減を図るとする4項目を新たに掲載いたしました。

事業計画は38ページとなりますが、小学校の改修が終わりまして、今後の教員住宅やスクールバスの計画的な更新が掲載されております。スクールバスにつきましては、今後は13人乗り程度のもも含めた、利用する児童生徒の数に合わせた更新を計画しております。また、今年度から実施している英語指導助手招へい事業、いわゆるAETの設置につきましては、引き続き行っていくこととしております。

続きまして、39ページからの8の地域文化の振興等についてであります。

ここでは、新たな内容の掲載は特段ありませんが、40ページの事業計画においても芸術文化鑑賞事業を初めとする地域文化に関する事業を掲載しております。

続きまして、41ページの9の集落の整備についてであります。

(2)のその他の対策としまして、男女が出会い、安心して結婚し、子供を産み育てられる環境づくりへ取り組む必要があるという内容として追加をしております。

最後に、42ページからの10、その他地域の自立促進に関し必要な事項についてであります。

②の地域イメージの形成において、平成30年に開町100年を迎えることから、ローマ数字Ⅱとしまして、開町100年記念事業を実施することを掲載いたしました。

③の行財政運営の効果的推進においては、昨年から作業を進めております新地方公会計の関係と公共施設総合管理計画について、ローマ数字ⅣとⅨに掲載をいたしております。

最後となりますが、計画書中(2)その対策として本文への記載がありまして、事業計画において、左から2項目めの事業名(施設名)と記載されている欄に、事業名が掲載されている場合は、具体的な事業内容が掲載されていなくても、過疎債の対象事業とすることができますので、あらかじめ御承知をいただきたいと思います。

以上、雑駁な説明ではありますが、平成28年度から32年度を期間とします陸別町過疎地域自立促進市町村計画の説明とさせていただきます。以降、御質問によってお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長(宮川 寛君) 11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 17 分

再開 午前 11 時 31 分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第 15 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 15 号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 16 号職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

◎日程第 8 議案第 17 号特別職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

◎日程第 9 議案第 18 号旧教育委員会教育長の給与及び勤務時間等
に関する条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第 7 議案第 16 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、日程第 9 議案第 18 号旧教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例まで、3 件を一括議題といたします。

ただし、質疑、討論、採決は、議案ごとに行いますので、承知願います。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 16 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、平成 26 年 8 月 7 日及び平成 27 年 8 月 6 日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与等の改正、並びに行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第 17 号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び

議案第18号旧教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

以上、議案第16号から議案第18号まで3件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、総務課長から説明をさせたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第16号から議案第18号までの3件についてを説明させていただきます。

まず、改正内容等につきまして、議案説明書により説明をいたしますので、議案説明書の資料のナンバー13をごらんください。

まず、昨年8月6日に出されました人事院勧告の概要についてを説明いたします。

一つ目は、行政職俸給表（一）及びその他の俸給表の改正であります。

給料表を平均で0.4%引き上げ、平成27年4月1日から適用するという内容であります。

二つ目が、勤勉手当の改正であります。

平成27年度は12月期の勤勉手当を0.1カ月分引き上げ、平成27年12月1日から適用し、平成28年度は6月期と12月期にそれぞれ0.05月分引き上げるという内容であります。これを踏まえまして、当町としましては、今回、2の一般職の給与に係る改正内容のところで示しておりますが、それと3の町長、副町長、教育長の給与に係る改正について示しておりますが、これらに係る改正を行おうとするものであります。

なお、今回提案しております本件につきましては、陸別町職員組合との協議を経て、本年1月20日に合意を得ておりますことを御報告いたします。

給料表の改定に当たりましては、まず平成26年度の人事院勧告におきまして、民間賃金の低い地域における官民給与の実状により適切に反映するための見直しとして、給与制度の総合的な見直しが勧告をされております。

その内容につきましては、給料表水準を平均2%引き下げの改訂、1級及び2級の初任給に係る号俸は引き下げなし、3級以上の級の高位号俸は50歳代後半層における官民の給与差を考慮して、最大4%程度引き下げ、40歳代から50歳代前半層の勤務成績に応じた昇級機会の観点から、5級、6級号俸を増設する、また55歳越え職員の俸給等の1.5%減額支給措置の廃止などが勧告の主な内容となっております。こちらは、平成26年度の人事院勧告の内容であります。また、激変緩和のために経過措置としまして、現給保障について制度化がされております。

これらを踏まえまして、今回、給料表等を改正しようとするものであります。中段の2の一般職員の給与に係る改正内容についてをごらんください。

今回改正しようとする給料表においては、給料表（一）に係る在職者の現給保障後の給

料により計算をいたしますと、当町の給料の平均改定率は0.1%増となりまして、これを平成28年4月1日から適用しようとするものであります。

勤勉手当につきましても、給料表と同じく、平成28年4月1日から適用としまして、6月期と12月期において、それぞれ0.05月分引き上げ、支給月数を6月期の0.75月を0.80月、12月期の0.75月を0.80月、合計で0.1月分引き上げ、1.5月から1.6月に引き上げるという内容であります。

続きまして、3の町長、副町長、教育長の給与に係る改正内容についてですが、こちらでも一般職と同様に平成28年4月1日から適用し、期末手当を0.1カ月分引き上げるという内容であります。平成28年度の6月期と12月期について、それぞれ0.05月分引き上げ、支給月数を6月期の1.975月を2.025月、12月期を2.125月を2.175月、合計で0.1月分引き上げ、4.1月から4.2月に引き上げるという内容となっております。

続きまして、資料13の2をごらんください。

こちらは、新旧対照表でありまして、今回の改正する条文につきまして抜き出しております。下線が引かれている箇所が改正箇所となります。

まず、第15条の3、第4項についてであります。こちらは「行政不服審査法第14条、または第45条」を「行政不服審査法第18条第1項本文」と改正するものであります。これは、行政不服審査法が平成26年6月13日に全文改正されまして、公布されました。本年4月1日から施行されることから、改正を行なうものであります。

内容としましては、不服申し立ての手續が審査請求に一元化されまして、異議申し立ての手續が廃止されました。また、審査請求をすることができる期間が、現行の60日から3カ月に延長されたことによるものでありまして、改正前の第14条と改正後の第18条につきましては、審査請求期間を規定しておりまして、改正前の第45条は異議申し立て期間を規定しておりましたが、異議申し立ての手續が廃止されたことに伴いまして削除されているものであります。

続きまして、第16条についてであります。

先ほど説明しましたとおり、支給月数を0.05月引き上げ、「100分の75」を「100分の80」とするものであります。

次に、附則の第4項についてであります。さきに説明しました平成26年の人事院勧告におけます55歳超え職員の俸給等の1.5%減額支給措置の廃止に係る改正であります。これは、「当分の間」とされておりましたものを、「平成30年3月31日までの間」と規定するものであります。

続きまして、資料ナンバー13の3をごらんください。

変更箇所は中段になりますが、特別職の職員の給与に関する条例の第6条につきまして、先ほど資料13で説明しましたとおり、期末手当の6月分を100分の202.5に、12月分を100分の217.5に支給月数を変更するものであります。

続きまして、旧教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の第2条第3項の関係であります。こちらにつきましては、ただいま特別職の職員の給与に関する条例で申し上げたとおりの内容となっております。なお、旧教育委員会教育長としておりますのは、昨年3月議会定例会において議決をいただきました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例によるところであります。

それでは、議案の21ページをお開きください。

議案第16号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の3第4項、第16条第2項、附則第4項につきましては、資料で説明したとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

また、別表第1から別表第3につきましても、こちらにつきましては、人事院勧告により示された給料表のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案の31ページをごらんください。

附則としまして、第1項、この条例は、平成28年4月1日から施行するというものであります。第2項から第7項までにつきましては、平成26年の人事院勧告により制度化されました現給保障についてを規定したものでありますので、附則の部分を読み上げたいと思います。

給料の切りかえに伴う経過措置。

第2項、平成28年4月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給料表の適用を受ける職員のうち、職員の給与に関する条例附則第4項の規定により給料が減ぜられて支給される職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員になった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

第3項、切りかえ日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて給料を支給する。

第4項、切りかえ日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して、前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には規則の定めるところにより、第2項の規定に準じて給料を支給する。

第5項、第2項から前項までの規定による給料を支給される職員の給与に関する条例第14条、第15条第3項及び第4項、第16条第3項並びに第20条の2第2項の規定の

適用については、同条例第14条、第15条第3項及び第4項、第16条第3項並びに第20条の2第2項中「給料」とあるのは、第2項の規定により支給される給料を含むものとする。この場合において、前段の規定は、同条例第11条においても同様とするというものであります。ここでいう、職員の給与に関する条例第14条につきましては、勤務1時間当たりの給料額の算出に係る規定であります。第15条につきましては、期末手当に係る規定であります。第16条につきましては、勤勉手当に係る規定、第20条につきましては、特殊勤務手当に係る規定となっております。後段で言いました同条例第11条につきましては、時間外勤務手当に係る規定となっております。

続きまして、職員の特殊勤務手当に関する条例の適用関係であります。

第6項、職員の特殊勤務手当に関する条例の適用については、職員の特殊勤務手当に関する条例第5条及び第6条中「給料」とあるのは、第2項の規定による給料を含むものとする。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の適用関係。

第7項、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の適用については、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第3条中「給料」とあるのは、第2項の規定による給料を含むものとする。こちらについて、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第3条中というのは、減給の効果に関する規定であります。

規則への委任。

第8項、附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるであります。

以上で、議案第16号の説明を終わりました、続きまして、議案第17号の説明に入りたいと思います。

議案につきましては、33ページをお開きください。

議案第17号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中、「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の212.5」を「100分の217.5」に改める。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するであります。

以上で、議案第17号の説明を終わりました、議案第18号の説明に入ります。

議案集の34ページをお開きください。

議案第18号旧教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項の規定により、なおその効力を有するものとされる旧教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中、「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分

の212.5」を「100分の217.5」に改めるであります。

附則につきまして、この条例は平成28年4月1日から施行するであります。

以上で、議案第16号から議案第18号の一括説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第16号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 説明資料の13の1と、それから議案の31ページにつきまして質問させていただきます。

まず、説明資料の13の1で、今回の改正につきましては、2カ年にわたる人事院勧告に基づく改正になっております。それで、27年4月1日から適用、それから27年12月1日から適用の部分に関しましては、議案のほうの附則では平成28年4月1日から施行ということになっておりますので、遡及適用はまずないと、そのように理解してよろしいか、まず伺います。

それから、31ページの附則の2項の100分の98.5の関係であります、これは特定職員、6等級の職員で55歳に達した者ということになるのだらうと思いますが、これに該当する職員がいらっしゃるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） まず一つ目の御質問であります。

遡及については行わないということで、あくまでも28年4月1日からこの内容で適用するということでもあります。また、職員組合ともこれらについては合意をしているということでもあります。

それから、55歳以上の職員について、現在適用されている職員はございます。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） ほかに。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑は終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第16号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第17号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第17号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第18号旧教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第18号旧教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第19号過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第10 議案第19号過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第19号過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてですが、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明をさせたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、私から議案第19号過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

議案集の35ページをごらんください。

先に改正条文を読み上げます。

過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

附則第3項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改めるであります。

当町では、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、製造の事業、旅館業、情報通信技術利用事業の用に供する設備の新設、または増設した者に対し、固定資産税の課税について町税条例の特例を設けています。本改正案では、いわゆる期限付の時限立法であります過疎地域自立促進法の失効期限が平成28年3月31日から5年間延長され、平成33年3月31日と改正されておりますので、この条例の失効期限を同様に5年間延長しようとするものであります。

資料の新旧対照表で説明いたしますので、お手元の議案説明資料のナンバー14をお開きいただきたいと思います。

右側の旧の欄が現行で、左側の新の欄が改正後の内容となっております。下線で示している部分を改正するというものであります。

附則の第3項でこの条例の失効期限を定めておりまして、右側の現行「平成28年3月31日」を、左側の改正後「平成33年3月31日」に改める内容であります。

それでは、議案集35ページをごらんいただきたいと思います。

附則を読み上げます。

この条例は、公布の日から施行するであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしてみたいと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑は終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第19号陸別町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時00分

○議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第20号陸別町学童保育所条例の一部を改正する
条例

○議長(宮川 寛君) 日程第11 議案第20号陸別町学童保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第20号陸別町学童保育所条例の一部を改正する条例についてですが、同一世帯における児童が複数人入所する場合の月の途中での入退所にかかわる減額について規定するため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、前段は副町長、詳細は教育委員会次長から説明をさせたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) 私のほうから議案の訂正をお願いしたいと思います。

議案書36ページですが、附則の施行日が公布の日になっておりますが、これ、間違いでありまして、この条例は平成28年4月1日から施行するという訂正をお願いしたいと思います。

実は、昨年12月定例会でこの条例について議決をいただきましたけれども、その際

の施行日が平成28年4月1日になっておりますので、その整合性が必要になりますので、訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 私のほうから本条例の説明をする前に、まず本条例につきましては、さきの議会12月定例会におきまして、月額保育料の減額と加えて、二人目以降の保育料の減額を提案し、議決をいただいたところでありますが、その後、本条例の一部に不備が見つかりましたので、本日の提案となっておりますことを、加えておわびを申し上げたいというふうに思っております。

それでは、議案集36ページ、議案第20号陸別町学童保育所条例の一部を改正する条例。

陸別町学童保育所条例、平成27年陸別町条例第26号の一部を次のように改正する。

第11条第2項を次のように改めるであります。

説明資料の15の3で説明をしたいというふうに思っておりますので、説明資料15の3をお開きいただきたいというふうに思っております。

実は、今回の改正内容につきましては、月の中途における入所、退所について、現在の条例では、一人目の保育料のみ減額規定が示されておりますけれども、二人目の減額規定が明記されていないという点が今回ちょっとわかりましたので、その点についての改正をしたいというものであります。

説明資料の15の3で、右側が旧条例、左側が新条例となっております。

まず、右側旧条例の第11条の下線部分、第2項と第3項が今回改正部分でありますけれども、2項の部分については、入所する児童の保育料でありますけれども、一月を15日までと16日以降に分けて、半月ごとで減額規定を設けております。旧条例では、2項で15日までに入所した者については、一月分相当といたしまして5,000円とすると、16日以降の部分については、半月分として5,000円を半額とした2,500円とするところなのですが、実はこここのところだけありますと、12月に議決をいただきました二人目の保育料、要するに2,500円の部分の半額の部分の規定が明記されておりましたので、この部分が今回、新たに改正をしたいという部分であります。

左側、新の部分でありますけれども、第11条の2項であります。月の中途から入所する児童の保育料は、入所する日が当該月の15日までの場合は前条第1項、これが一人目の5,000円の部分に当たります、及び前項に規定する保育料、これが二人目の2,500円の部分になります、という保育料とする。ただし、16日以降、ここが半額の部分に当たるところでありますけれども、16日以降に入所する場合の保育料は、本文に規定する保育料にかかわるそれぞれの2分の1の額とするということですので、この規定に基づきまして、一人目の保育料につきましては、5,000円が2,500円、二人目に

つきましては、2,500円が1,250円になるという規定となります。

第3項におきましては、今度は逆に、月の中途において退所する児童の保育料は退所する日が当該月の15日までの場合には、前条第1項、これが一人目ですね、一人目の2,500円。5,000円と2,500円でありますけれども、保育料にかかわらず、2分の1の額とするということでもありますので、逆に15日までに退所した場合には半額になるというような規定になっております。その後、16日以降の場合は、前条第1項、これが一人目の5,000円、第1項に規定する保育料、これが2,500円となりますので、規定となりますので、3項においては退所する場合、16日以降であると一月分丸々かかりますよというような規定となっております。

このような規定に改正するというので、今後、途中で入所退所がある場合については、必ず該当する保護者にはこの旨を説明、現在もしておりますけれども、引き続き、同様の対応を新年度からも努めていきたいというふうに思っております。

それでは、議案書36ページにお戻りください。

議案集です。

本文、それぞれここに第2項の月の中途から入所、それから、第3項の月の中途における退所につきましては、今説明資料のほうで説明をさせていただきましたので、この本文につきましては割愛をさせていただきます

附則につきましては、改めて先ほど訂正をいただきました、この条例は、平成28年4月1日から施行するという内容であります。

以上で説明を終わらせていただきます。以後、御質問にお答えをいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第20号陸別町学童保育所条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第21号陸別町国民健康保険税条例及び陸別町

介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第 1 2 議案第 2 1 号陸別町国民健康保険税条例及び陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 2 1 号陸別町国民健康保険税条例及び陸別町介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、町税条例の一部改正を行ったことから、町税との整合性を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明をさせたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、議案第 2 1 号陸別町国民健康保険税条例及び陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を説明いたします。

議案集の 3 7 ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま町長が提案の理由で申しましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律、平成 2 7 年法律第 2 号が公布されたことに伴いまして、昨年 5 月 8 日の第 2 回臨時会で、町税条例の一部改正を行い、議決をいただいたところでありますが、その中では個人町民税、固定資産税、軽自動車税等の減免申請期限を納期限前 7 日から納期限に改正しております。本条例において、国民健康保険税と介護保険料の減免申請期限について、町税との整合性を図るために改正しようとするものであります。

第 1 条で、国民健康保険税条例の一部、第 2 条で介護保険条例の一部を改正する構成となっております。ここで、議案説明資料ナンバー 1 6 の 1 をごらんいただきたいと思います。

新旧対照表で説明いたします。

まず、第 1 条の国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。

右側の改正前の欄をごらんいただきたいと思います。

この条例の第 2 5 条の 2、第 2 項では、国民健康保険税の減免を受けようとする場合の申請書に関する事項を規定しておりまして、下線部分になりますが、その申請期限を納期限前 7 日としていたものを、左側、改正後では納期限とするものであります。

次に、第 2 条の介護保険条例の一部改正について説明いたします。次のページをごらんいただきたいと思います。

この条例の第 8 条第 2 項では、介護保険料の減免を受けようとする場合の申請書に関する事項を規定しております。以降は、第 1 条の内容と同じ改正でありますので、説明を省略させていただきます。ここで、再び議案集 3 7 ページをお開きいただきたいと思います。

す。

附則を読み上げます。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしてみたいので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認めます。これで終わります。

これから、議案第21号陸別町国民健康保険税条例及び陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第22号陸別町ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第13 議案第22号陸別町ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第22号陸別町ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例についてですが、関寛齋について広く顕彰するため、関寛齋資料館の入館料について、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、教育委員会次長から説明をさせたいと存じますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

議案第22号陸別町ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例。

陸別町ふるさと交流センター条例、平成25年陸別町条例第6号の一部を次のように改正する。

別表第1、第5条関係中、3、関寛齋資料館入館料、一人小学生以上300円を、3、関寛齋資料館入館料、区分、一般、入館料は300円、中学生以下を無料。備考といたしまして、1、入館料は一人当たりの料金。2、陸別町に住所を有する者は無料とするに改める。

附則。

この条例は平成28年4月1日から施行するというものであります。

この内容につきましては、現在、関資料館につきましては、小学生以上が全て、町民、町外者にかかわらず、300円の入館料となっておりますけれども、こちらをおおむね天文台に準じた改正を今回したいというふうに思っております。天文台では、小学生未満を無料としておりますけれども、今回、資料館につきましては、中学生以下までを無料とするということになりますし、町民は全て無料ということになります。町外者につきましては、中学生以下までは無料ですよということになりますので、要は町外者の高校生以上の方は300円の料金をいただくというような内容に変更したいというものであります。

このことに関しましては、平成27年度2月末現在でありますけれども、有料では443人の入館者がありました。平成26年度では、実績として387人の入館者がありました。この無料にするに当たりまして、実は平成22年度から平成25年度まで、例えばゴールデンウィークの期間でありますとか、8月のお盆の期間でありますとか、担当職員が資料館に赴いて、アンケート調査に答えていただくかわりに無料にするというようなことで、無料での入館調査を実施しているところであります。そのときに、最大ではありますけれども、平成23年の5月には937人の入館がありました。これは、単純に関資料館に来るといふ目的ではなくて、ちょうどりくべつ鉄道も行っているということと、道の駅があるということで、入館者が増えているということとあります。調査内容によりますと、関資料館を目的として来ているわけではなくて、道の駅としての活用でたまたま寄った、それからりくべつ鉄道の待ち時間等で寄ったというような内容があります。そういうことも含めまして、今後、全面無料化ということはちょっと無理かなというふうに思っておりますけれども、入館者数全体のうち、多くを占めていない町民と町外を含めた小中学生の無料化を行いまして、今後來館者を増やすきっかけになると考えておりますので、今回の条例改正の提案に至ったというところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。以後、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、次長の説明で大体わかったのですが、ちょっとわかる範囲でお答え願いたいのは、いわゆる町内と町外の一般の人たちがどれぐらいなのか、カ

ウントでわかれば教えてほしいのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 正式な数は把握しているところではありませんけれども、現在、入館券の販売については、物産館のほうで対応していただいておりますけれども、担当のほうからの確認も含めて、町民の方が有料で入館をしている事例はほとんどないというふう聞いております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第22号陸別町ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第23号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

◎日程第15 議案第24号陸別町行政不服審査法施行条例

○議長（宮川 寛君） 日程第14 議案第23号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び日程第15 議案第24号陸別町行政不服審査法施行条例の2件を相互に関連あるものとして一括議題とします。ただし、質疑、討論、採決は議案ごとに行いますので、承知願います。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第23号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてですが、行政不服審査法の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第24号陸別町行政不服審査法施行条例についてですが、行政不服審

査法の施行に伴い、第三者機関の設置等について定めるため、所要の条例を制定しようとするものであります。

以上、議案第23号から議案第24号まで、2件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、総務課長から説明をさせたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、私のほうから、議案第23号及び議案第24号の2件について、説明をいたします。

まず初めに、改正内容等につきまして、議案説明書により説明をいたしますので、議案説明書の資料ナンバー17をお開きください。

行政不服審査法につきましては、昭和37年9月に公布された旧法の見直しが行われまして、全文改正により新しい行政不服審査法が平成26年3月13日に公布をされ、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

改正された主な内容の一つ目としまして、審理員による審理手続と第三者機関への諮問手続が導入されたというものであります。資料の中ほどに不服申し立てが行われたときの現状と改正後の流れについて記載されておりますが、現状では審査請求人は審査庁に対して不服申し立て手続を行い、審査庁は処分を行った処分庁から事実などを詳しく調べて審理し、裁決を下しておりました。改正後は、審査請求人は処分に関与しない職員、これを審理員といいます。この職員に不服申し立て手続を行い、この職員が両者の主張を公平に審理し、裁決の案を審査庁に報告します。報告を受けた審査庁はこの内容について有識者からなる第三者機関に判断をチェックしてもらうため諮問を行い、その答申を受けて審査庁は裁決をするという流れになります。

二つ目は、不服申し立ての手続が審査請求に一元化されます。これまでの異議申立て手続は廃止されまして、手続保障の水準が向上するというものであります。これによりまして異議申立ての文言が削除されるなど、条文の中の多くの文言の整理が行われることとなります。

三つ目は、審査請求をすることができる期間が現行の60日から3カ月に延長されます。

主な改正の内容につきましては以上のおおりであります。

なお、先ほど説明しました審理の流れにつきましては、次の資料17の2で、詳しく掲載をしております。こちらのほうを御参照いただきたいと思います。

続きまして、資料のナンバー18につきまして、議案第23号行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例に係る新旧対照表について説明をさせていただきます。

こちらは改正点を説明したいと思います。改正の内容につきましては、いずれも行政不服審査法の改正による異議申立て手続の廃止に伴う文言の整理と条文の追加等となっております。右側の欄が改正前でありまして、左側が改正後となります。下線を引いた部分

が今回改正しようとする箇所となっております。

それでは、まず第1条としまして、陸別町行政手続条例の一部改正であります。

陸別町行政手続条例第3条の第10号では、「異議申立」を削除しまして、「不服申立て」で、「て」の送り仮名を付しております。なお、以降の不服申立ての部分につきましては、「て」の送り仮名をつけるという同様の改正となっております。

次に、第2条の陸別町情報公開条例の一部改正であります。

第16条第1項では、「開示等決定に対して」を、「開示等決定又は開示請求に係る不作為について」と改正するもので、不作為だけでなく、不作為についても新法の審理員制度を適用除外するために、ここで不作為についても規定するというものであります。

この下段にあります「に対する決定」を、「に対する裁決、決定その他の処分」とする文言の改正につきましては、法の第84条の情報の提供における規定に準じて改正をするものであります。

第1号につきましては、先ほど申しました、「て」の送り仮名の改正。第2号では、不作為の場合を含むこととするための表現の改正としまして、「不服申立ての全部を認容し」と改正するものであります。

続きまして、第2項につきましては、現在の審査会制度を存置し、新法の審理員制度の適用を除外するために新たに規定するというものであります。

続きまして、第3条の陸別町個人情報保護条例の一部改正についてであります。

次のページをお開きください。

第33条第1項における第16条第1項は、開示請求に対する決定、第26条第1項は、訂正請求に対する決定であります。先ほどの陸別町情報公開条例と同様の理由による改正であります。なお、改正後の「裁決、決定その他の処分」及び第2項の規定の追加につきましても、同じく陸別町情報公開条例と同様の理由による改正であります。

次に、第4条中ほどになりますが、固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてであります。

第4条第2項は、法第19条の審査請求書の提出における規定に基づく改正で、第1号で住所の次に「又は居所」を加え、第4号を第5号、第3号を第4号、第2号を第3号として、第2号に審査の申し出に係る処分の内容を新たに加えるというものであります。

次に、第4条第3項でも、住所の次に「又は居所」を加えまして、「行政不服審査法第13条第1項」を「行政不服審査法施行令第3条第1項」とし、この施行令に基づき第6項として、「審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。」と規定するものであります。

次に、第6条になりますが、第6条では、第3項を第4項とし、第2項のただし書きを法第29条の弁明書の提出に係る規定の第5項に基づき削り、第3項とし、第2項に行政不服審査法施行令第6条の第2項に基づき、「前項の規定にかかわらず、行政手続等にお

ける情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。」という規定を加えるというものであります。なお、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項につきましては、電子情報処理組織による申請等についてを規定しているものであります。

また、第6条には、法第30条の反論書等の提出に係る規定の第3項に基づきまして、第5項として、「委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。」と新たに規定するものであります。

第11条につきましては、法第50条の裁決の方式に係る規定に基づき、「において」の次に、「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、次の各号を加えるというものであります。

それでは、議案集の39ページをお開きください。

議案第23号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。内容につきましては、ただいま説明しましたとおり、新法の行政不服審査法に改正されたことによる内容の改正となっております。条文の朗読は省略をさせていただきますと思います。

40ページをお開きください。

40ページの下段の附則からをござらんください。

附則。

施行期日。第1項、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

経過措置としまして、第2項行政庁の処分、または不作為についての不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた行政庁の処分、またはこの条例の施行の日前にされた請求に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例によるというものであります。

以上で、議案第23号の説明を終了しまして、続きまして、議案第24号陸別町行政不服審査法施行条例についてを説明させていただきます。

この条例につきましては、先ほど資料ナンバー17で説明しましたとおり、行政不服審査法の改正により、審理員の審理手続と第三者機関への諮問手続が導入されることに伴いまして、当町で設置しようとする第三者機関の組織、運営、その他法の施行について必要な事項を定めようとするものであります。

趣旨としまして、第1条、この条例は行政不服審査法に基づき設置する陸別町行政不服審査会の組織及び運営、その他法の施行について必要な事項を定めるとするものであります。

設置。

第2条、町は法に基づく不服申立てがされたとき（法第43条第1項の規定により、第三者機関に諮問しなければならない場合に限る。）は、法第81条第2項の機関として、

陸別町行政不服審査会を置く。法第43条第1項につきましては、審査庁は審査委員意見書の提出を受けたときは、審査庁が地方公共団体の長である場合にあっては、第81条第1項または第2項の機関に諮問しなければならないという規定であります。また、第81条の第2項は、地方公共団体は当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み、同項の機関を置くことが不適當、または困難であるときは、条例の定めるところにより、事件ごとに執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くことができるという規定であります。

第2項としまして、審査会はその不服申立てに係る調査審議が終了したときは廃止されるものとするであります。

組織。

第3条、審査会は委員3名をもって組織する。

委員。

第4条、委員は審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ法律、または行政に関して優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

第2項、委員は第2条第2項の規定により、審査会が廃止されるときは解任されるものとする。

第3項、委員は職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第4項、委員は在任中、政党、その他の政治団体の役員となり、または積極的に政治運動をしてはならない。

続きまして、会長。

第5条、審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

第2項、会長は会務を総理し、審査会を代表する。

第3項、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

会議。

第6条、審査会の会議は会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

第2項、審査会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第3項、審査会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

その他運営に関する事項。

第7条、この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は会長が審査会に諮って定める。

次のページに行きまして、審理員の秘密の保持。

第8条、第4条第3項の規定は、法第9条に規定する審理員について準用するであります。ここでは、指名された審理員も職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とするという規定であります。

手数料等です。

第9条、法第38条第1項（他の法律において準用する場合を含む）及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の手数料の額は無料とする。ただし、当該交付にかかる費用は当該交付を求めた者が負担することとし、規則で定める。ここでいう、法第38条第1項につきましては、審査請求人等による提出書類等の閲覧等を定めております。審理員は第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧、または交付を拒むことができないという規定であります。法第78条第1項につきましては、審査関係人の提出書類の閲覧を定めておりました、法第38条第1項と同様の内容について規定をしております。

なお、手数料につきましては、法第38条第4項、法第78条第4項において、いずれも政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならないと定めておりました、行政不服審査法施行令第12条において用紙1枚につき10円、カラーで複写、または出力された用紙は20円、両面の場合は片面を1枚として算定すると定めております。このことから、陸別町情報公開条例と同様の取り扱いとしまして、手数料の額を無料として、交付に係る費用を規則で定めるというものであります。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するであります。

以上で、議案第23号及び議案第24号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えをいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第23号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の質疑を行います。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） ちょっと字句の関係なのですけれども、これでいいのかどうか確認したいのですけれども、43ページの上の審理員の秘密というのは、審査員ではないかなと思うのですけれども、これでいいのですか。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 資料17ページで説明をさせていただいておりますが、改正後の真ん中にあります審理員という部分がありますが、この審理員のことを申しております、ここでは審理員の秘密の保持ということで、字句についてはこの文字を用いております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第23号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第24号陸別町行政不服審査法施行条例の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第24号陸別町行政不服審査法施行条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(宮川 寛君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時43分